



三重県公報

令和5年3月27日 (月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規 則			
22	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	2
23	三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則	(下 水 道 経 営 課)	35
24	三重県物品等調達規則の一部を改正する規則	(出 納 局)	40
25	三重県会計規則の一部を改正する規則	(同)	40
病院事業庁管理規程			
4	三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	43
告 示			
183	総務部関係補助金等交付要綱	(総 務 課)	45
184	デジタル社会推進局関係補助金等交付要綱を廃止する告示	(デジタル戦略企画課)	45
185	会計管理者の所管に属する事務の一部を委任した出納員	(出 納 局)	45
訓 令			
1	三重県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令	(総 務 課)	46
2	三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	(人 事 課)	47

規 則

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十二号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則(平成十四年三重県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章 (略)	第二章 (略)
第二章 本庁	第二章 本庁
第一節 部及び局の設置(第四条)	第一節 部及びデジタル社会推進局並びに局の設置(第四条)
第二節 (略)	第二節 (略)
第三節 課等の設置及び分掌事務	第三節 課等の設置及び分掌事務
第一款 総務部の課及び分掌事務(第六条)	第一款 削除
第二款 政策企画部の課及び分掌事務(第七条)	第二款 防災対策部の課及び分掌事務(第七条)
第三款 地域連携・交通部の課及び分掌事務(第八条)	第三款 戦略企画部の課及び分掌事務(第八条)
第四款 防災対策部の課及び分掌事務(第八条の二)	第四款 総務部の課及び分掌事務(第八条の二)
第五款 (略)	第五款 (略)
第六款 環境生活部の課及び分掌事務(第十条)	第六款 環境生活部の課等及び分掌事務(第十条)
第七款 削除	第七款 地域連携部の課及び分掌事務(第十一条)
第八款・第九款 (略)	第八款・第九款 (略)
第九款の二 観光部の課及び分掌事務(第十三条の二)	第十款 (略)
第十款 (略)	第十款の二 デジタル社会推進局の課及び分掌事務(第十四条の二)
第十一款 (略)	第十一款 (略)
第四節 (略)	第四節 (略)
第五節 職制(第十八条の二・第十九条)	第五節 職制(第十八条の二・第十九条)
第三章・第四章 (略)	第三章・第四章 (略)
附則 (定義)	附則 (定義)
第二条 この規則において「本庁」とは、三重県部制条例(平成二十四年三重県条例第六号)第一条の規定により置かれた十一部及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第七十一条第	第二条 この規則において「本庁」とは、三重県部制条例(平成二十四年三重県条例第六号)第一条第一項の規定により置かれた十部及び同条第二項の規定により置かれたデジタル社会推進局並びに地方自治法(昭

<p>五項の規定に基づき設ける出納局をいう。ただし、地域機関に属するものを除く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第一節 部及び局の設置</p> <p>(部及び局の設置)</p> <p>第四条 三重県部制条例第一条の規定により置かれた十一部は、次のとおりである。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 政策企画部</p> <p>三 地域連携・交通部</p> <p>四 防災対策部</p> <p>五～七 (略)</p> <p>八・九 (略)</p> <p>十 観光部</p> <p>十一 (略)</p>	<p>和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。) 第一百七十一条第五項の規定に基づき設ける出納局をいう。ただし、地域機関に属するものを除く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第一節 部及びデジタル社会推進局並びに局の設置</p> <p>(部及びデジタル社会推進局並びに局の設置)</p> <p>第四条 三重県部制条例第一条第一項の規定により置かれた十部は、次のとおりである。</p> <p>一 防災対策部</p> <p>二 戦略企画部</p> <p>三 (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>七 地域連携部</p> <p>八・九 (略)</p> <p>十 (略)</p>
<p>2 総務部にデジタル推進局を設置する。</p>	<p>2 三重県部制条例第一条第二項の規定により置かれた知事直轄組織は、デジタル社会推進局である。</p> <p>3 環境生活部に廃棄物対策局を設置する。</p>
<p>3 地域連携・交通部にスポーツ推進局及び南部地域活性化局を設置する。</p>	<p>4 地域連携部にスポーツ推進局及び南部地域活性化局を設置する。</p>
<p>4 環境生活部に環境共生局を設置する。</p>	<p>5 雇用経済部に観光局を設置する。</p> <p>第一款 削除</p> <p>第六条 削除</p> <p>第二款 防災対策部の課及び分掌事務</p> <p>第七条 防災対策部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 防災対策総務課</p> <p>二 消防・保安課</p> <p>三 防災企画・地域支援課</p> <p>四 災害対策課</p> <p>五 災害即応・連携課</p> <p>六 危機管理課</p> <p>2 防災対策総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 部内の組織及び職員に関すること。</p> <p>二 部内の歳入歳出予算(以下「予算」という。)の経理及び決算に関すること。</p> <p>三 部内の企画及び調整に関すること。</p> <p>四 部内の広聴及び広報に関すること。</p> <p>五 防災対策部関係の公益法人及び移行法人に関すること。</p> <p>六 東日本大震災支援に係る連絡調整に関すること。</p> <p>七 防災ヘリコプターに関すること。</p> <p>八 地域防災総合事務所及び地域活性化局に関すること(防災対策部の所管に属するものに限る)。</p> <p>3 消防・保安課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 消防行政の企画及び調整に関すること。</p>

	二 消防関係の栄典及び表彰に関すること。
	三 三重県救急搬送・医療連携協議会に関すること。
	四 三重県石油コンビナート等防災本部員会議に関すること。
	五 消防学校に関すること。
	六 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の施行に関すること（他部の所管に属するものを除く。）。
	七 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号）の施行に関すること。
	八 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）の施行に関すること。
	九 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の施行に関すること。
	十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）の施行に関すること。
	十一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の施行に関すること（他部の所管に属するものを除く。）。
	十二 電気工業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の施行に関すること。
	十三 電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）の施行に関すること。
	十四 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の施行に関すること。
4	防災企画・地域支援課の分掌事務は、次のとおりとする。
	一 防災行政の企画及び調整に関すること。
	二 地域防災計画に関すること。
	三 地震、津波、風水害等対策に係る計画に関すること。
	四 市町及び地域の防災対策の支援に関すること。
	五 防災に係る人材育成に関すること。
	六 ライフライン企業等との連携に関すること。
	七 三重県防災会議に関すること。
	八 災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）の施行に関すること。
5	災害対策課の分掌事務は、次のとおりとする。
	一 災害対策の企画及び調整に関すること。
	二 広域支援及び受援に関すること。
	三 防災情報の収集伝達に関すること。
	四 防災行政無線等による防災情報の通信に関すること。
6	災害即応・連携課の分掌事務は、次のとおりとする。
	一 三重県災害対策本部の運営に関すること。
	二 防災訓練に関すること。
7	危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。
	一 危機管理の推進に関すること。
	二 国民保護に関すること。
	三 三重県国民保護協議会に関すること。

第六條 第一條 総務部の課及び分掌事務
 総務部に、次に掲げる課を置く。
 一 〓三 (略)
 四 広聴広報課

第三條 戦略企画部の課及び分掌事務
 第八條 戦略企画部に、次に掲げる課を置く。
 一 戦略企画総務課
 二 企画課
 三 政策提言・広域連携課
 四 人口減少対策課
 五 広聴広報課
 六 情報公開課
 七 統計課
 2 戦略企画総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
 一 部内の組織及び職員に関すること。
 二 部内の予算、経理及び決算に関すること。
 三 部内の企画及び調整に関すること。
 四 部内の広聴及び広報に関すること。
 五 県政の総合調整に関すること。
 六 三重県総合教育会議に関すること。
 七 高等教育機関の振興に関すること。
 八 東京事務所に関すること。
 九 地域防災総合事務所及び地域活性化局に関する
 こと(戦略企画部の所管に属するものに限る。)
 3 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。
 一 県政の総合企画に関すること。
 二 政策研究及び政策提案に関すること。
 三 総合計画の進行管理に関すること。
 四 ゼロエミッションプロジェクトに関すること。
 4 政策提言・広域連携課の分掌事務は、次のとおりと
 する。
 一 国等への政策提言に関すること。
 二 近隣府県等との交流及び連携の総合的な企画及
 び調整に関すること。
 三 地方分権の推進に関すること。
 5 人口減少対策課の分掌事務は、人口減少対策の推進
 に関することとする。
 6 広聴広報課の分掌事務は、次のとおりとする。
 一 県政の広聴及び広報に関すること。
 二 報道機関との調整に関すること。
 7 情報公開課の分掌事務は、次のとおりとする。
 一 情報公開に関すること。
 二 個人情報保護の保護対策に関すること。
 三 情報提供の推進に関すること。
 四 三重県情報公開・個人情報保護審査会に関するこ
 と。
 8 統計課の分掌事務は、次のとおりとする。
 一 統計調査に関すること。
 二 各種統計分析に関すること。
 三 統計情報データの提供に関すること。
 第四條 総務部の課及び分掌事務
 第八條の二 総務部に、次に掲げる課を置く。
 一 〓三 (略)

<p>五 (略)</p> <p>六 情報公開課</p> <p>七～十三 (略)</p>	<p>四 (略)</p> <p>五～十一 (略)</p>
<p>2 デジタル推進局に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 デジタル戦略企画課</p> <p>二 デジタル改革推進課</p> <p>3 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 部内の歳入歳出予算(以下「予算」という。)、経理及び決算に関すること。</p> <p>二～五 (略)</p> <p>六・七 (略)</p>	<p>2 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 部内の予算、経理及び決算に関すること。</p> <p>二～五 (略)</p> <p>六 外郭団体等への助言等及び三重県外郭団体等改革方針に関すること。</p> <p>七・八 (略)</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 行財政改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 外郭団体等への助言等及び三重県外郭団体等改革方針に関すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>四～六 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 行財政改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 コンプライアンスに関すること。</p> <p>三 内部統制に関すること。</p> <p>四 職員の懲戒に関すること。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 労使協働に関すること。</p> <p>七～九 (略)</p> <p>十 三重県職員委員会に関すること。</p>
<p>6 広聴広報課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 県政の広聴及び広報に関すること。</p> <p>二 報道機関との調整に関すること。</p>	
<p>7 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>8 情報公開課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 情報公開に関すること。</p> <p>二 個人情報保護に関すること。</p> <p>三 情報提供の推進に関すること。</p> <p>四 三重県情報公開・個人情報保護審査会に関すること。</p>	
<p>9 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 職員の任免(再任用を含む。)、分限、懲戒及び服務に関すること。</p> <p>二～五 (略)</p> <p>六 コンプライアンスに関すること。</p> <p>七 内部統制に関すること。</p> <p>八 労使協働に関すること。</p> <p>九 三重県職員委員会に関すること。</p> <p>十 (略)</p>	<p>6 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 職員の任免(再任用を含む。)、分限及び服務に関すること。</p> <p>二～五 (略)</p> <p>六 (略)</p>
<p>10～15 (略)</p>	<p>7～12 (略)</p>
<p>16 デジタル戦略企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 デジタル社会の形成に関する施策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>二 情報セキュリティ対策に関すること。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> 三 社会保障・税番号制度の推進に関すること。
17	<p>デジタル改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 デジタル改革の推進に関すること。 二 市町のデジタル化支援に関すること。 三 情報通信基盤の整備及び運用に関すること。 <p>第二款 政策企画部の課及び分掌事務</p>
第七條	<p>政策企画部に、次に掲げる課を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 政策企画総務課 二 企画課 三 政策提言・広域連携課 四 人口減少対策課 五 国際戦略課 六 統計課
2	<p>政策企画総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 部内の組織及び職員に関すること。 二 部内の予算、経理及び決算に関すること。 三 部内の企画及び調整に関すること。 四 部内の広聴及び広報に関すること。 五 県政の総合調整に関すること。 六 三重県総合教育会議に関すること。 七 高等教育機関の振興に関すること。 八 東京事務所に関すること。 九 地域防災総合事務所及び地域活性化局に関すること（政策企画部の所管に属するものに限る。）。
3	<p>企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 県政の総合企画に関すること。 二 政策研究及び政策提案に関すること。 三 総合計画の進行管理に関すること。 四 ゼロエミッションプロジェクトに関すること。 五 プロモーションの推進に関すること。
4	<p>政策提言・広域連携課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国等への政策提言に関すること。 二 近隣府県等との交流及び連携の総合的な企画及び調整に関すること。 三 地方分権の推進に関すること。
5	<p>人口減少対策課の分掌事務は、人口減少対策の推進に関することとする。</p>
6	<p>国際戦略課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ポストサミットに関する総合的な企画及び調整に関すること。 二 国際施策の総合調整に関すること。 三 国際貢献及び国際交流の推進に関すること。 四 公益財団法人国際環境技術移転センターに関すること。
7	<p>統計課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 統計調査に関すること。 二 各種統計分析に関すること。 三 統計情報データの提供に関すること。

	第三款 地域連携・交通部の課及び分掌事務
第八条	地域連携・交通部に、次に掲げる課を置く。
一	地域連携・交通総務課
二	水資源・地域プロジェクト課
三	交通政策課
四	広域交通・リニア推進課
五	地域づくり推進課
六	移住促進課
七	市町行財政課
2	スポーツ推進局に、次に掲げる課を置く。
一	スポーツ推進課
二	競技力向上対策課
3	南部地域振興局に、次に掲げる課を置く。
一	南部地域振興企画課
二	東紀州振興課
4	地域連携・交通総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
一	部内の組織及び職員に関すること。
二	部内の予算、経理及び決算に関すること。
三	部内の企画及び調整に関すること。
四	部内の広聴及び広報に関すること。
五	地域連携・交通部関係の公益法人及び移行法人に関すること。
六	地域防災総合事務所及び地域活性化局に関すること(他部の所管に属するものを除く。)
5	水資源・地域プロジェクト課の分掌事務は、次のとおりとする。
一	水資源の開発及び有効利用に係る総合的な企画及び調整に関すること。
二	県土の利用計画に関すること。
三	地籍調査、地価調査その他の土地の基礎的調査に関すること。
四	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和三年法律第八十四号)の施行に関すること(同法第二十二条に基づく協力に限る。)
五	地域プロジェクトの推進に関すること。
六	三重県国土利用計画審議会に関すること。
七	三重県土地利用審査会に関すること。
八	国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の施行に関すること。
6	交通政策課の分掌事務は、次のとおりとする。
一	公共交通機関の確保、維持及び改善に関すること。
二	自転車活用推進法(平成二十八年法律第百十三号)の施行に関すること。
7	広域交通・リニア推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
一	広域、高速交通体系の整備促進に関すること。
二	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

	(平成十三年法律第五十七号)の施行に関すること。
8	地域づくり推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
一	市町等との連携による地域づくりに関すること。
二	市町の合併に関すること。
三	市町の広域行政に関すること。
四	市町への権限移譲に関すること。
五	過疎地域対策に関すること。
9	移住促進課の分掌事務は、県内への移住の促進に関することとする。
10	市町行財政課の分掌事務は、次のとおりとする。
一	市町等の行政及び財政運営に関すること。
二	市町の地方交付税に関すること。
三	市町等の地方債に関すること。
四	市町等の公務員制度に関すること。
五	市町村税に関すること。
六	住居表示に関すること。
七	住民基本台帳に関すること。
八	叙位、叙勲及び褒章に関すること(市町に係る地方自治功労に関するものに限る。)
九	自衛官の募集に関すること。
十	選挙、選挙管理委員会の財務等に関すること。
十一	三重県固定資産評価審議会に関すること。
十二	本人確認情報の保護に関する審議会に関すること。
十三	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の施行に関すること(市町が設立する土地開発公社の認可及び監督に係るものに限る。)
11	スポーツ推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
一	スポーツの推進の企画及び調整に関すること。
二	三重県スポーツ推進条例(平成二十六年三重県条例第九十五号)の施行に関すること。
三	地域スポーツの充実に関すること。
四	広域スポーツセンターの運営に関すること。
五	県営スポーツ施設に関すること(鈴鹿スポーツガーデン、総合競技場、松阪野球場及びライフル射撃場に限る。)
六	三重県スポーツ推進審議会に関すること。
七	都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の施行に関すること(五十鈴公園の管理及び保全に係るものに限る。)
12	競技力向上対策課の分掌事務は、競技力の向上に関することとする。
13	南部地域振興企画課の分掌事務は、次のとおりとする。
一	南部地域振興の企画及び総合調整に関すること。
二	離島及び半島振興対策に関すること。
14	東紀州振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

	一 東紀州地域の振興に関すること。
	二 世界遺産熊野古道の活用に関すること。
	第四款 防災対策部の課及び分掌事務
第八條の二	防災対策部に、次に掲げる課を置く。
一	防災対策総務課
二	消防・保安課
三	災害対策推進課
四	災害即応・連携課
五	地域防災推進課
六	危機管理課
2	防災対策総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
一	部内の組織及び職員に関すること。
二	部内の予算、経理及び決算に関すること。
三	部内の企画及び調整に関すること。
四	部内の広聴及び広報に関すること。
五	防災対策部関係の公益法人及び移行法人に関すること。
六	東日本大震災支援に係る連絡調整に関すること。
七	防災行政の企画及び調整に関すること。
八	地域防災計画に関すること。
九	地震、津波、風水害等対策に係る計画に関すること。
十	三重県防災会議に関すること。
十一	地域防災総合事務所及び地域活性化局に関すること（防災対策部の所管に属するものに限る。）。
3	消防・保安課の分掌事務は、次のとおりとする。
一	消防行政の企画及び調整に関すること。
二	消防関係の栄典及び表彰に関すること。
三	防災ペリコプターに関すること。
四	三重県救急搬送・医療連携協議会に関すること。
五	三重県石油コンビナート等防災本部員会議に関すること。
六	消防学校に関すること。
七	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の施行に関すること（他部の所管に属するものを除く。）。
八	武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号）の施行に関すること。
九	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）の施行に関すること。
十	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の施行に関すること。
十一	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）の施行に関すること。
十二	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の施行に関すること（他部の所管に属するものを除く。）。
十三	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の施行に関すること。
十四	電気工事士法（昭和三十五年法律第三百二十九

<p>号)の施行に關すること。</p> <p>十五 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の施行に關すること。</p> <p>4 災害対策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 災害対策の企画及び調整に關すること。</p> <p>二 広域応援及び受援体制に關すること。</p> <p>三 災害対策活動体制の整備に關すること。</p> <p>四 防災訓練に關すること。</p> <p>五 防災情報の収集伝達に關すること。</p> <p>六 防災行政無線等による防災情報の通信に關すること。</p>	
<p>5 災害即応・連携課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 三重県災害対策本部の運営に關すること。</p> <p>二 市町の災害対策活動体制の強化に係る支援に關すること。</p> <p>三 ライフライン企業等との連携に關すること。</p>	
<p>6 地域防災推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町及び地域の防災対策の支援及び連携に關すること。</p> <p>二 防災に係る人材育成に關すること。</p> <p>三 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の施行に關すること。</p>	
<p>7 危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 危機管理の推進に關すること。</p> <p>二 国民保護に關すること。</p> <p>三 三重県国民保護協議会に關すること。</p>	
<p>第九条 医療保健部に、次に掲げる課等を置く。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 医療人材課</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 感染症情報・検査プロジェクトチーム</p> <p>七～十二 (略)</p>	<p>第九条 医療保健部に、次に掲げる課等を置く。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 医療介護人材課</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 ワクチン・物資支援プロジェクトチーム</p> <p>七 患者情報プロジェクトチーム</p> <p>八 情報分析・検査プロジェクトチーム</p> <p>九～十四 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>4 医療人材課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三～六 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 医療介護人材課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 介護従事者の確保及び養成に關すること。</p> <p>四～七 (略)</p> <p>八 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に關する法律の施行に關すること(介護従事者の確保に係るものに限る。)</p>
<p>5 長寿介護課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 介護従事者の確保及び養成に關すること。</p> <p>五～十四 (略)</p> <p>十五 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に關する法律の施行に關すること(介護施設等の整備及び介護従事者の確保に係るものに限る。)</p> <p>十六 (略)</p>	<p>5 長寿介護課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四～十三 (略)</p> <p>十四 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に關する法律の施行に關すること(介護施設等の整備に係るものに限る。)</p> <p>十五 (略)</p>

<p>6 感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種及び医療機関等への物資の支援に関すること。</p> <p>四～七 (略)</p>	<p>6 感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三～六 (略)</p>
<p>7 感染症情報・検査プロジェクトチームの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症に係る患者情報等の収集及び公表、情報分析並びにクラスター対策に関すること。</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症に係る検査の推進に関すること。</p>	<p>7 ワクチン・物資支援プロジェクトチームの分掌事務は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種及び医療機関等への物資の支援に関することとする。</p>
<p>8・9 (略)</p>	<p>8 患者情報プロジェクトチームの分掌事務は、新型コロナウイルス感染症に係る患者情報等の収集及び公表に関することとする。</p> <p>9 情報分析・検査プロジェクトチームの分掌事務は、新型コロナウイルス感染症に係る情報分析、クラスター対策及び検査の推進に関することとする。</p>
<p>10 健康推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十四 (略)</p> <p>二十五 保健師業務の統括に関すること。</p>	<p>10・11 (略)</p> <p>12 健康推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十四 (略)</p>
<p>11 (略)</p> <p>12 食品安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十六 (略)</p> <p>二十七 愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)の施行に関すること(指定養成所に係るものに限る。)</p>	<p>13 (略)</p> <p>14 食品安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十六 (略)</p>
<p>13 (略)</p> <p>第九条の二 子ども・福祉部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 障がい福祉課</p> <p>五 (略)</p> <p>六 子どもの育ち支援課</p> <p>七 子ども福祉・虐待対策課</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>15 (略)</p> <p>第九条の二 子ども・福祉部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 子育て支援課</p> <p>六 障がい福祉課</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>5 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 障がい児(者)の福祉に関すること。</p> <p>二 障がい者の社会参加の促進に関すること。</p> <p>三 障がい者スポーツの普及に関すること。</p> <p>四 三重県手話言語条例(平成二十八年三重県条例第五十号)の施行に関すること。</p> <p>五 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例(平成三十年三重県条例第六十九号)の施行に関すること。</p> <p>六 障がい児(者)の地域生活支援に関すること。</p> <p>七 障がい児(者)の相談支援及び支援者の人材育成に関すること。</p>	

<p>八 障がい児(者)の福祉施設に関すること。</p> <p>九 三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会に関すること。</p> <p>十 三重県障害者施策推進協議会に関すること。</p> <p>十一 三重県障がい者差別解消調整委員会に関すること。</p> <p>十二 障害者相談支援センターに関すること。</p> <p>十三 社会福祉法の施行に関すること(他課の所管に属するものを除く)。</p> <p>十四 児童福祉法の施行に関すること(障がい児に係るものに限る)。</p> <p>十五 身体障害者福祉法の施行に関すること。</p> <p>十六 知的障害者福祉法の施行に関すること。</p> <p>十七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関すること(特別児童扶養手当に係るものを除く)。</p> <p>十八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること(育成医療及び精神通院医療に係るものを除く)。</p> <p>十九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)の施行に関すること。</p> <p>二十 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成二十四年法律第五十号)の施行に関すること。</p> <p>二十一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の施行に関すること。</p> <p>二十二 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和三年法律第八十一号)の施行に関すること(教育委員会の所管に属するものを除く)。</p>	<p>5 少子化対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 保育サービス、放課後児童対策等の充実に関すること。</p> <p>四 私立幼稚園に関すること。</p> <p>五 地域及び家庭の子育て支援に関すること。</p> <p>六・九 (略)</p> <p>十 三重県子ども・子育て会議に関すること。</p> <p>十一 児童福祉法の施行に関すること(保育及び放課後児童対策等に係るものに限る)。</p> <p>十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の施行に関すること。</p>
<p>6 少子化対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 家庭教育の応援に関すること。</p> <p>四〜七 (略)</p> <p>八 三重県いじめ調査委員会に関すること。</p> <p>九 児童福祉法の施行に関すること(こどもの居場所に係るものに限る)。</p> <p>十 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)の施行に関すること(他課の</p>	

<p>所管に属するものを除く。)</p> <p>7 子どもの育ち支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 保育サービス、放課後児童対策等の充実に関すること。</p> <p>二 私立幼稚園に関すること。</p> <p>三 地域及び家庭の子育て支援に関すること。</p> <p>四 三重県子ども・子育て会議に関すること。</p> <p>五 児童福祉法の施行に関すること(母子保健、保育及び放課後児童対策等に係るものに限る。)</p> <p>六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の施行に関すること。</p> <p>七 母子保健対策の推進に関すること。</p> <p>八 母子保健法の施行に関すること(周産期医療に係るものを除く。)</p> <p>九 母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の施行に関すること。</p> <p>十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること(育成医療に係るものに限る。)</p>	
<p>8 子ども福祉・虐待対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六～十五 (略)</p>	<p>6 子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 母子保健対策の推進に関すること。</p> <p>二～六 (略)</p> <p>七 三重県いじめ調査委員会に関すること。</p> <p>八～十七 (略)</p> <p>十八 母子保健法の施行に関すること(周産期医療に係るものを除く。)</p> <p>十九 母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の施行に関すること。</p> <p>二十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること(育成医療に係るものに限る。)</p>
<p>十六 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)の施行に関すること(ひとり親支援に係るものに限る。)</p>	<p>二十一 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)の施行に関すること。</p> <p>7 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 障害児(者)の福祉に関すること。</p> <p>二 障害者の社会参加の促進に関すること。</p> <p>三 障がい者スポーツの普及に関すること。</p> <p>四 三重県手話言語条例(平成二十八年三重県条例第五十号)の施行に関すること。</p> <p>五 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例(平成三十年三重県条例第六十九号)の施行に関すること。</p> <p>六 障害児(者)の地域生活支援に関すること。</p> <p>七 障害児(者)の相談支援及び支援者の人材育成に関すること。</p> <p>八 障害児(者)の福祉施設に関すること。</p>

第六款 環境生活部の調及び分掌事務

第十条 環境生活部に、次に掲げる課を置く。

一 三 (略)

四 六 (略)

2 環境共生局に、次に掲げる課を置く。

一 資源循環推進課

二 廃棄物対策課

三 (略)

四 地球温暖化対策課

五 大気・水環境課

3 5 (略)

第六款 環境生活部の課等及び分掌事務

第十条 環境生活部に、次に掲げる課を置く。

一 三 (略)

四 地球温暖化対策課

五 大気・水環境課

六 八 (略)

2 廃棄物対策局に、次に掲げる課等を置く。

一 廃棄物・リサイクル課

二 (略)

三 廃棄物適正処理プロジェクトチーム

3 5 (略)

6 地球温暖化対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 地球温暖化対策に関する事。

二 事業者の環境経営の普及促進に関する事。

三 県民の環境行動の促進に関する事。

- 九 三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会に関する事。
- 十 三重県障害者施策推進協議会に関する事。
- 十一 三重県障がい者差別解消調整委員会に関する事。
- 十二 障害者相談支援センターに関する事。
- 十三 社会福祉法の施行に関する事(他課の所管に属するものを除く)。
- 十四 児童福祉法の施行に関する事(障害児に係るものに限る)。
- 十五 身体障害者福祉法の施行に関する事。
- 十六 知的障害者福祉法の施行に関する事。
- 十七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事(特別児童扶養手当に係るものを除く)。
- 十八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事(育成医療及び精神通院医療に係るものを除く)。
- 十九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)の施行に関する事。
- 二十 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成二十四年法律第五十号)の施行に関する事。
- 二十一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の施行に関する事。
- 二十二 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和二年法律第八十一号)の施行に関する事(教育委員会の所管に属するものを除く)。

	四	環境教育及び環境学習に関すること。
	五	国際環境協力に関すること。
	六	公害に係る事前審査に関すること。
	七	三重県環境調整システムに関すること。
	八	環境影響評価に関すること。
	九	三重県公害審査会に関すること。
	十	三重県公害事前審査会に関すること。
	十一	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関すること。
	十二	公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）の施行に関すること。
	十三	環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の施行に関すること。
7		大気・水環境課の分掌事務は、次のとおりとする。
	一	大気環境及び水環境の保全に関すること。
	二	生活排水対策に関すること。
	三	地盤沈下に関すること。
	四	水道に関すること。
	五	土壌汚染及び地下水汚染に関すること。
	六	三重県生活環境の保全に関する条例（平成十三年三重県条例第七号）の施行に関すること（大気環境、水環境、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭に係るものに限る。）。
	七	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年三重県条例第二十六号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
	八	三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会に関すること。
	九	工業用水法（昭和三十二年法律第百四十六号）の施行に関すること。
	十	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の施行に関すること。
	十一	大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の施行に関すること。
	十二	騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の施行に関すること。
	十三	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）の施行に関すること。
	十四	水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の施行に関すること。
	十五	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）の施行に関すること。
	十六	悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）の施行に関すること。
	十七	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）の施行に関すること。
	十八	振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の

	<p>施行に關すること。</p> <p>十九 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の施行に關すること(環境省の所管に屬するものに限る。)</p> <p>二十 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の施行に關すること。</p> <p>二十一 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)の施行に關すること。</p> <p>二十二 ダイオキシソ類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の施行に關すること。</p> <p>二十三 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)の施行に關すること。</p> <p>二十四 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)の施行に關すること。</p> <p>二十五 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成二十一年法律第八十二号)の施行に關すること(水環境に係るものに限る。)</p> <p>二十六 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)の施行に關すること。</p>
<p>6 人權課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p>	<p>8 人權課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p>
<p>五 三重県差別解消調整委員会に關すること。</p>	<p>五・六 (略)</p>
<p>六・七 (略)</p>	<p>九・十 (略)</p>
<p>7 8 (略)</p>	<p>11 廃棄物・リサイクル課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>9 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>一 廃棄物の減量化に關すること。</p>
<p>一 廃棄物の発生抑制に關すること。</p>	<p>二 リサイクルに關すること。</p>
<p>二 循環的利用に關すること。</p>	<p>三 一般廃棄物に關すること。</p>
<p>三 一般廃棄物に關すること(他課の所管に屬するものを除く。)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>四 (略)</p>	<p>五 産業廃棄物に關すること(監視指導に係るものを除く。)</p>
<p>五 産業廃棄物に關すること(発生抑制及び循環的利用に係るものに限る。)</p>	<p>六 廃棄物処理計画に關すること。</p>
<p>六 循環型社会形成推進計画に關すること。</p>	<p>七 三重県産業廃棄物税に係る再生施設認定に關すること。</p>
<p>七 三重県産業廃棄物税に係る再生施設等認定に關すること。</p>	<p>八 (略)</p>
<p>八 (略)</p>	<p>九 RDF(ごみ固形燃料)事業に關すること(企業の所管に屬するものを除く。)</p>
<p>九・十 (略)</p>	<p>十・十一 (略)</p>
<p>十 (略)</p>	<p>十二 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(平成二十年三重県条例第四十一号)の施行に關すること(監視指導に係るものを除く。)</p>
<p>十一 (略)</p>	<p>十三 (略)</p>

<p>十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の施行に関する事（発令抑制及び循環的利用に係るものに限る。）。</p>	<p>十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の施行に関する事（他の課等の所管に属するものを除く。）。</p>
<p>十三 (略)</p>	<p>十五 (略)</p>
<p>十四～十八 (略)</p>	<p>十六 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の施行に関する事。</p>
<p>十九 (略)</p>	<p>十七～二十一 (略)</p>
<p>二十～二十二 (略)</p>	<p>二十二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）の施行に関する事。</p>
<p>10 廃棄物対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 一般廃棄物に関する事（廃棄物処理施設の許可等に係るものに限る。）</p> <p>二 産業廃棄物に関する事（他課の所管に属するものを除く。）</p> <p>三 行政代執行後の環境保全管理に関する事（特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）の適用を受けたものに限る。）</p> <p>四 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成二十年三重県条例第四十一号）の施行に関する事（他課の所管に属するものを除く。）</p> <p>五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の施行に関する事（他課の所管に属するものを除く。）</p> <p>六 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）の施行に関する事。</p>	<p>二十三 (略)</p> <p>二十四 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）の施行に関する事。</p>
<p>11 (略)</p>	<p>二十五～二十七 (略)</p>
<p>12 地球温暖化対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 地球温暖化対策に関する事。</p> <p>二 事業者の環境経営の普及促進に関する事。</p>	<p>12 (略)</p> <p>13 廃棄物適正処理プロジェクトチームの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 産業廃棄物の不適正処理対策に関する事。</p> <p>二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事（特定の産業廃棄物不適正処理事案に係るものに限る。）</p> <p>三 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）の施行に関する事。</p>

三	県民の環境行動の促進に関すること。
四	環境教育及び環境学習に関すること。
五	国際環境協力に関すること。
六	公害に係る事前審査に関すること。
七	三重県環境調整システムに関すること。
八	環境影響評価に関すること。
九	三重県公害審査会に関すること。
十	三重県公害事前審査会に関すること。
十一	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関すること。
十二	公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）の施行に関すること。
十三	環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の施行に関すること。
13	大気・水環境課の分掌事務は、次のとおりとする。
一	大気環境及び水環境の保全に関すること。
二	生活排水対策に関すること。
三	地盤沈下に関すること。
四	水道に関すること。
五	土壌汚染及び地下水汚染に関すること。
六	三重県生活環境の保全に関する条例（平成十三年三重県条例第七号）の施行に関すること（大気環境、水環境、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭に係るものに限る。）。
七	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年三重県条例第二十六号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
八	三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会に関すること。
九	工業用水法（昭和三十二年法律第四百四十六号）の施行に関すること。
十	水道法（昭和三十二年法律第四百七十七号）の施行に関すること。
十一	大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の施行に関すること。
十二	騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の施行に関すること。
十三	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）の施行に関すること。
十四	水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百二十八号）の施行に関すること。
十五	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）の施行に関すること。
十六	悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）の施行に関すること。
十七	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）の施行に関すること。

<p>十八 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)の施行に関すること。</p>	
<p>十九 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の施行に関すること(環境省の所管に属するものに限る。)</p>	
<p>二十 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の施行に関すること。</p>	
<p>二十一 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)の施行に関すること。</p>	
<p>二十二 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の施行に関すること。</p>	
<p>二十三 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)の施行に関すること。</p>	
<p>二十四 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)の施行に関すること。</p>	
<p>二十五 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成二十一年法律第八十二号)の施行に関すること(水環境に係るものに限る。)</p>	
<p>二十六 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)の施行に関すること。</p>	
<p>第七款 削除</p>	<p>第七款 地域連携部の課及び分掌事務</p>
<p>第十一条 削除</p>	<p>第十一条 地域連携部に、次に掲げる課を置く。</p>
	<p>一 地域連携総務課 二 水資源・地域プロジェクト課 三 交通政策課 四 地域づくり推進課 五 移住促進課 六 市町行財政課</p>
	<p>2 スポーツ推進局に、次に掲げる課を置く。</p>
	<p>一 スポーツ推進課 二 競技方向上対策課</p>
	<p>3 南部地域活性化局に、次に掲げる課を置く。</p>
	<p>一 南部地域活性化推進課 二 東紀州振興課</p>
	<p>4 地域連携総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
	<p>一 部内の組織及び職員に関すること。 二 部内の予算、経理及び決算に関すること。 三 部内の企画及び調整に関すること。 四 部内の広聴及び広報に関すること。 五 地域連携部関係の公益法人及び移行法人に関すること。</p>
	<p>六 地域防災総合事務所及び地域活性化局に関すること(他部の所管に属するものを除く。)</p>
	<p>5 水資源・地域プロジェクト課の分掌事務は、次のと</p>

	おりとする。
	一 水資源の開発及び有効利用に係る総合的な企画及び調整に関すること。
	二 県土の利用計画に関すること。
	三 地籍調査、地価調査その他の土地の基礎的調査に関すること。
	四 地域プロジェクトの推進に関すること。
	五 三重県国土利用計画審議会に関すること。
	六 三重県土地利用審査会に関すること。
	七 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の施行に関すること。
6	交通政策課の分掌事務は、次のとおりとする。
	一 広域、高速交通体系の整備促進に関すること。
	二 公共交通機関の確保、維持及び改善に関すること。
	三 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の施行に関すること。
	四 自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）の施行に関すること。
7	地域づくり推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
	一 市町等との連携による地域づくりに関すること。
	二 市町の合併に関すること。
	三 市町の広域行政に関すること。
	四 市町への権限移譲に関すること。
8	移住促進課の分掌事務は、県内への移住の促進に関することとする。
9	市町行財政課の分掌事務は、次のとおりとする。
	一 市町等の行政及び財政運営に関すること。
	二 市町の地方交付税に関すること。
	三 市町等の地方債に関すること。
	四 市町等の公務員制度に関すること。
	五 市町村税に関すること。
	六 住居表示に関すること。
	七 住民基本台帳に関すること。
	八 叙位、叙勲及び褒章に関すること（市町に係る地方自治功労に関するものに限る。）。
	九 自衛官の募集に関すること。
	十 選挙、選挙管理委員会の財務等に関すること。
	十一 三重県固定資産評価審議会に関すること。
	十二 本人確認情報の保護に関する審議会に関すること。
	十三 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の施行に関すること（市町が設立する土地開発公社の認可及び監督に係るものに限る。）。
10	スポーツ推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
	一 スポーツの推進の企画及び調整に関すること。
	二 三重県スポーツ推進条例（平成二十六年三重県条

<p>第十二条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 担い手支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十～十九 (略)</p> <p>7～18 (略)</p> <p>19 水産資源管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 第四十四回全国豊かな海づくり大会の推進に関すること。</p> <p>七～十五 (略)</p> <p>十六 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和二年法律第七十九号)の施行に関すること。</p> <p>20 (略)</p>	<p>例第九十五号)の施行に関すること。</p> <p>三 地域スポーツの充実に関すること。</p> <p>四 広域スポーツセンターの運営に関すること。</p> <p>五 県営スポーツ施設に関すること(鈴鹿スポーツガーデン、総合競技場、松阪野球場及びライフル射撃場に限る。)</p> <p>六 三重県スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>七 都市公園法(昭和三十二年法律第七十九号)の施行に関すること(五十鈴公園の管理及び保全に係るものに限る。)</p> <p>11 競技力向上対策課の分掌事務は、競技力の向上に関することとする。</p> <p>12 南部地域活性化推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 南部地域の活性化及び総合調整に関すること。</p> <p>二 過疎地域対策及び離島振興対策に関すること。</p> <p>13 東紀州振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 東紀州地域の活性化に関すること。</p> <p>二 世界遺産能野古道の活用に関すること。</p>
<p>第十二条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 担い手支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 人・農地プランの推進に関すること。</p> <p>十一～二十 (略)</p> <p>7～18 (略)</p> <p>19 水産資源管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六～十四 (略)</p>	<p>第十二条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 担い手支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 人・農地プランの推進に関すること。</p> <p>十一～二十 (略)</p> <p>7～18 (略)</p> <p>19 水産資源管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六～十四 (略)</p>
<p>第十三条 雇用経済部に、次に掲げる課等を置く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 障がい者雇用・就労促進課</p> <p>四～六 (略)</p> <p>七 産業イノベーション推進課</p> <p>八・九 (略)</p> <p>(略)</p> <p>2 雇用経済総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第十三条 雇用経済部に、次に掲げる課等を置く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国際戦略課</p> <p>三 (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>七・八 (略)</p> <p>(略)</p> <p>2 観光局に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 観光政策課</p> <p>二 観光資源課</p> <p>三 観光誘客推進課</p> <p>四 海外誘客課</p> <p>3 雇用経済総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

<p>一～四 (略)</p> <p>五 みえ産業振興ビジョンに関する事。</p> <p>六～十 (略)</p>	<p>一～四 (略)</p> <p>五 みえ産業振興戦略に関する事。</p> <p>六～十 (略)</p> <p>4 国際戦略課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 ポストサミットに関する総合的な企画及び調整に関する事。</p> <p>二 みえ国際展開に関する基本方針に基づき、国際戦略の総合的な企画、調整及び推進に関する事。</p> <p>三 県内企業の海外連携及び展開に関する事。</p> <p>四 国際貢献及び国際交流の推進に関する事。</p> <p>五 公益財団法人国際環境技術移転センターに関する事。</p>
<p>3 雇用対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六～八 (略)</p> <p>九 (略)</p>	<p>5 雇用対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 雇用対策の調整及び推進に関する事。</p> <p>二 緊急雇用対策に関する事。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>六 労働者の技能の習得及び向上に関する事。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>九 労働者の福祉の向上に関する事。</p> <p>十 労働組合に関する事。</p> <p>十一 労働問題一般についての相談に関する事。</p> <p>十二 労働情勢の調査に関する事。</p> <p>十三 労働関係施設及び労働福祉団体に関する事。</p> <p>十四～十六 (略)</p> <p>十七 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の施行に関する事。</p> <p>十八 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)の施行に関する事。</p> <p>十九 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の施行に関する事。</p> <p>二十 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の施行に関する事。</p> <p>二十一 (略)</p> <p>二十二 労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)の施行に関する事。</p>
<p>4 障がい者雇用・就労促進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 緊急雇用対策に関する事。</p> <p>二 労働者の技能の習得及び向上に関する事。</p> <p>三 労働者の福祉の向上に関する事。</p> <p>四 労働組合に関する事。</p> <p>五 労働問題一般についての相談に関する事。</p> <p>六 労働情勢の調査に関する事。</p> <p>七 労働関係施設及び労働福祉団体に関する事。</p> <p>八 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の施行に関する事。</p> <p>九 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の施行に関する事。</p>	

<p>十 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の施行に関すること。</p>	
<p>十一 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）の施行に関すること。</p>	
<p>十二 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行に関すること。</p>	
<p>5 7 (略)</p>	<p>6 8 (略)</p>
<p>8 産業イノベーション推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	
<p>一 先進的な新事業の創出促進に関すること。</p>	
<p>二 中小企業等におけるデジタルトランスフォーメーションの推進及び人材育成に関すること。</p>	
<p>9 企業誘致推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>9 企業誘致推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>三 県内企業の海外連携及び展開に関すること。</p>	
<p>四～六 (略)</p>	<p>三～五 (略)</p>
<p>10 (略)</p>	<p>10 (略)</p>
	<p>11 観光政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
	<p>一 観光振興の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</p>
	<p>二 みえの観光振興に関する条例（平成二十三年三重県条例第三十四号）の施行に関すること。</p>
	<p>三 観光マーケティングに関すること。</p>
	<p>四 三重県観光審議会に関すること。</p>
	<p>五 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の施行に関すること。</p>
	<p>六 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の施行に関すること。</p>
	<p>12 観光資源課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
	<p>一 観光コンテンツの創出及び磨き上げに関すること。</p>
	<p>二 公益社団法人三重県観光連盟に関すること。</p>
	<p>13 観光誘客推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
	<p>一 国内からの誘客に関すること。</p>
	<p>二 観光産業の支援に関すること。</p>
	<p>14 海外誘客課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
	<p>一 海外からの誘客に関すること。</p>
	<p>二 MICEの誘致に関すること。</p>
<p>第九款の二 観光部の課及び分掌事務</p>	
<p>第十三条の二 観光部に、次に掲げる課を置く。</p>	
<p>一 観光総務課</p>	
<p>二 観光戦略課</p>	
<p>三 観光振興課</p>	
<p>四 観光誘客推進課</p>	
<p>五 海外誘客課</p>	
<p>2 観光総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	
<p>一 部内の組織及び職員に関すること。</p>	
<p>二 部内の予算、経理及び決算に関すること。</p>	

<p>三 部内の企画及び調整に関すること。</p> <p>四 部内の広聴及び広報に関すること。</p> <p>五 観光部関係の公益法人及び移行法人に関すること。</p> <p>六 観光部に関連する団体の人権啓発に関すること。</p> <p>七 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の施行に関すること。</p>	
<p>3 観光戦略課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 観光振興の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>二 みえの観光振興に関する条例（平成二十三年三重県条例第三十四号）の施行に関すること。</p> <p>三 観光に係る統計及びマーケティングに関すること。</p> <p>四 三重県観光審議会に関すること。</p>	
<p>4 観光振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 観光コンテンツの創出及び磨き上げに関すること。</p> <p>二 観光旅行者の受入れ環境整備の促進に関すること。</p> <p>三 公益社団法人三重県観光連盟に関すること。</p>	
<p>5 観光誘客推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 国内からの誘客に関すること。</p> <p>二 観光産業の支援に関すること。</p>	
<p>6 海外誘客課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 海外からの誘客に関すること。</p> <p>二 MICEの誘致に関すること。</p> <p>三 通訳案内士法（昭和二十四年第一百十号）の施行に関すること。</p>	
<p>第十四条（略）</p>	<p>第十四条（略）</p>
<p>2 ～ 11（略）</p>	<p>2 ～ 11（略）</p>
<p>12 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 ～ 十（略）</p> <p>十一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関すること。</p>	<p>12 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 ～ 十（略）</p>
<p>13 ～ 15（略）</p>	<p>13 ～ 15（略）</p>
<p>16 都市政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 ～ 四（略）</p>	<p>16 都市政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 ～ 四（略）</p>
<p>五 花とみどりの三重づくり条例（令和五年三重県条例第二十六号）の施行に関すること（他部の所管に属するものを除く。）。</p>	
<p>六 ～ 十六（略）</p>	<p>五 ～ 十五（略）</p>
<p>17 ～ 22（略）</p>	<p>17 ～ 22（略）</p>
	<p>第十款の二 デジタル社会推進局の課及び分掌事務</p> <p>第十四条の二 デジタル社会推進局に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 デジタル戦略企画課</p> <p>二 デジタル改革推進課</p> <p>三 デジタル事業推進課</p>

(班)

第十八条 (略)

2 班の設置及び名称は、第十九条第一項に規定する部長及び出納局長が別に定める。

第十八条の二 (略)

(職制)

第十九条 本庁においては、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
部長	部	県政運営の全般に参画し、知事の命を受けて部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
(略)	(略)	(略)
副部長	部	部長を補佐して、部下職員を指揮監督し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。また、上司の命を受けてあらかじめ定められた課の

21 デジタル戦略企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 局内の組織及び職員に関すること。
- 二 局内の予算、経理及び決算に関すること。
- 三 局内の企画及び調整に関すること。
- 四 局内の広報及び広報に関すること。
- 五 デジタル社会の形成に関する施策の企画及び総合調整に関すること。

3 デジタル改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 デジタル改革の推進に関すること。
- 二 市町のデジタル化支援に関すること。
- 三 情報通信基盤の整備及び運用に関すること。
- 四 情報セキュリティ対策に関すること。

4 デジタル事業推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 先進的な新事業の創出促進に関すること。
- 二 人材育成を通じた、ICT・データ活用による社会全体のデジタル化の推進に関すること。

(班)

第十八条 (略)

2 班の設置及び名称は、第十九条第一項に規定する部長、デジタル社会推進局長及び出納局長が別に定める。

第十八条の二 (略)

(最高デジタル責任者)

第十八条の三 本庁に最高デジタル責任者を置き、その職務は、知事の命を受けてデジタル社会の形成に係る企画立案及び調整に関する事務を掌理し、当該事務について全庁を指導統括することとする。

(職制)

第十九条 本庁においては、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
部長	部	県政運営の全般に参画し、知事の命を受けて部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
デジタル社会推進局長	デジタル社会推進局	県政運営の全般に参画し、知事の命を受けてデジタル社会推進局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
(略)	(略)	(略)
副部長	部	部長を補佐して、部下職員を指揮監督し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。また、上司の命を受けてあらかじめ定められた課の

		事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
(略)	(略)	(略)
危機管理地域統括監	防災対策部	上司の命を受けて危機管理に関して関係地域機関を統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、関係職員を指揮監督する。
(略)	(略)	(略)
副参事	部、局、出納局、課及びプロジェクトチーム（以下この条において「課等」という。）	上司の命を受けて特定の事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
企画員	課	上司の命を受けて部の企画に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
局付	局及び出納局	上司の命を受けて局又は出納局の特定の事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理するために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
コンプライアンス総括監	総務部	上司の命を受けて全庁的なコンプライアンスの取組の総括に関する事務を処理する。
ひとづくり政策総括監	政策企画部	上司の命を受けて人づくり施策（職員に係るものを除

		事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
副局長	デジタル社会推進局	デジタル社会推進局長を補佐して、部下職員を指揮監督し、デジタル社会推進局長に事故があるときは、その職務を代理する。
(略)	(略)	(略)
危機管理地域統括監	防災対策部	上司の命を受けて危機管理に関して関係地域機関を統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、関係職員を指揮監督する。
(略)	(略)	(略)
副最高デジタル責任者	デジタル社会推進局	最高デジタル責任者を補佐して、デジタル社会の形成に係る企画立案及び調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
副参事	部、デジタル社会推進局、出納局、課及びプロジェクトチーム（以下この条において「課等」という。）	上司の命を受けて特定の事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
企画員	課	上司の命を受けて部又はデジタル社会推進局の企画に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
局付	デジタル社会推進局、局及び出納局	上司の命を受けてデジタル社会推進局、局又は出納局の特定の事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理するために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
ひとづくり政策総括監	戦略企画部	上司の命を受けて人づくり施策（職員に係るものを除

		く。)に係る総合調整に関する事務を処理する。
ゼロエミッションプロジェクト総括監	政策企画部	上司の命を受けてゼロエミッションプロジェクトに係る総合調整に関する事務を処理する。
プロモーション総括監	政策企画部	上司の命を受けてプロモーションの推進に係る総合調整に関する事務を処理する。
太平洋・島サミット推進総括監	政策企画部	上司の命を受けて太平洋・島サミットに係る総合調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
へき地医療総括監	医療保健部	上司の命を受けてへき地医療等に従事する医師の育成支援に関する事務を処理する。
子ども政策総括監	子ども・福祉部	上司の命を受けて子ども政策に係る総合調整に関する事務を処理する。
廃棄物対策総括監	環境共生局	上司の命を受けて廃棄物対策に係る総合調整に関する事務を処理する。
首都圏営業拠点運営総括監	雇用経済部	上司の命を受けて首都圏営業拠点の運営に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
工事検査総括監	県土整備部	副知事又は上司の命を受けて工事の検査及び特定の事務を処理する。
コンプライアンス・労働協働推進監	総務部	上司の命を受けて部内の人権施策及び危機管理並びにコンプライアンス及び労働協働に関する事務を処理する。
企画調整監	総務部	上司の命を受けて部の企画及び議会との調整に関する事務を処理する。
県民の声相談監	総務部	上司の命を受けて県民からの意見等に係る総合調整に関する事務を処理する。
ゼロエミッションプロジェクト推進監	政策企画部	上司の命を受けてゼロエミッションプロジェクトに関する事務を処理する。

		く。)に係る総合調整に関する事務を処理する。
ゼロエミッションプロジェクト総括監	戦略企画部	上司の命を受けてゼロエミッションプロジェクトに係る総合調整に関する事務を処理する。
コンプライアンス総括監	総務部	上司の命を受けて全庁的なコンプライアンスの取組の総括に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
へき地医療総括監	医療保健部	上司の命を受けてへき地医療等に従事する医師の育成支援に関する事務を処理する。
首都圏営業拠点運営総括監	雇用経済部	上司の命を受けて首都圏営業拠点の運営に関する事務を処理する。
太平洋・島サミット推進総括監	雇用経済部	上司の命を受けて太平洋・島サミットに係る総合調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
工事検査総括監	県土整備部	副知事又は上司の命を受けて工事の検査及び特定の事務を処理する。
コンビナート防災監	防災対策部	上司の命を受けて石油コンビナートの防災保安対策に関する事務を処理する。
ゼロエミッションプロジェクト推進監	戦略企画部	上司の命を受けてゼロエミッションプロジェクトに関する事務を処理する。

プロモーション推進監	政策企画部	上司の命を受けてプロモーションの推進に関する事務を処理する。
太平洋・島サミット推進監	政策企画部	上司の命を受けて太平洋・島サミットに関する事務を処理する。
人権・危機管理監	地域連携・交通部、医療保健部、子ども・福祉部、農林水産部、雇用経済部及び県土整備部	上司の命を受けて部内の人権施策及び危機管理等に関する事務を処理する。
コンビナート防災監	防災対策部	上司の命を受けて石油コンビナートの防災保安対策に関する事務を処理する。
地域共生社会推進監	子ども・福祉部	上司の命を受けて地域共生社会の推進に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
機関長	農林水産部水産資源管理課	上司の命を受けて漁業取締船に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

4 (略)
(分掌事務)
第三十八条 設置条例第九条第一項に規定する食肉衛生検査所の分掌事務は、次のとおりとする。
一 と畜及び食鳥処理に係る統計に関すること。

県民の声相談	戦略企画部	上司の命を受けて県民からの意見等に係る総合調整に関する事務を処理する。
コンプライアンス・労使協働推進監	総務部	上司の命を受けて部内の人権施策及び危機管理並びにコンプライアンス及び労使協働に関する事務を処理する。
企画調整監	総務部	上司の命を受けて部の企画及び議会との調整に関する事務を処理する。
人権・危機管理監	医療保健部、子ども・福祉部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部及び県土整備部	上司の命を受けて部内の人権施策及び危機管理等に関する事務を処理する。
地域共生社会推進監	子ども・福祉部	上司の命を受けて地域共生社会の推進に関する事務を処理する。
子ども虐待対策・里親制度推進監	子ども・福祉部	上司の命を受けて児童虐待対策及び里親制度の推進に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
機関長	農林水産部水産資源管理課	上司の命を受けて漁業取締船に関する事務を処理する。
障がい者雇用推進監	雇用経済部	上司の命を受けて障がい者雇用等の推進に関する事務を処理する。
太平洋・島サミット推進監	雇用経済部	上司の命を受けて太平洋・島サミットに関する事務を処理する。
緊急経済対策監	雇用経済部	上司の命を受けて緊急経済対策に関する事務を処理する。
MICE誘致推進監	観光局	上司の命を受けてMICEの誘致に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

4 (略)
(分掌事務)
第三十八条 設置条例第九条第一項に規定する食肉衛生検査所の分掌事務は、次のとおりとする。
一 と畜及び食鳥に係る統計に関すること。

<p>二〇六 (略)</p> <p>七 と畜及び食鳥処理の調査研究に関すること。</p> <p>八 その他と畜及び食鳥処理に関すること。 (室の設置及び分掌事務)</p> <p>第三十八条之二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 農政室の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇二十四 (略)</p> <p>二二五〇四三三 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 農政・農村基盤室の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇三三六 (略)</p> <p>三三七〇六〇 (略)</p> <p>6〇一三 (略) (部及び室の設置並びに分掌事務)</p> <p>第八十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医療部の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇十 (略)</p> <p>二二一〇二二 (略)</p> <p>二二二〇二三 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 発達総合支援部の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇九 (略)</p> <p>二二 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 子ども心身発達医療センターに地域連携室を置き、その分掌事務は、地域における関係機関の連携強化に関することとする。</p>	<p>二〇六 (略)</p> <p>七 と畜の病理組織学的調査研究に関すること。</p> <p>八 と畜の血液血清学的調査研究に関すること。</p> <p>九 と畜の細菌学的調査研究に関すること。</p> <p>十 食肉の寄生虫及び原虫の調査研究に関すること。</p> <p>二二 食肉の分析及び鑑定に関すること。</p> <p>二二二 と畜場の汚水試験に関すること。</p> <p>二二三 その他と畜及び食鳥に関すること。 (室の設置及び分掌事務)</p> <p>第三十八条之二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 農政室の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇二十四 (略)</p> <p>二二五 人・農地プランの推進に関すること。</p> <p>二二六〇四四四 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 農政・農村基盤室の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇三三六 (略)</p> <p>三三七 人・農地プランの推進に関すること。</p> <p>三三八〇六一一 (略)</p> <p>6〇一三 (略) (部及び室の設置並びに分掌事務)</p> <p>第八十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医療部の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇十 (略)</p> <p>二二一〇二二 (略)</p> <p>二二二〇二三 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 発達総合支援部の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇九 (略)</p> <p>二二 地域療育支援に関すること。</p> <p>二二一 (略)</p> <p>6 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(三重県公印規則の一部改正)
- 三重県公印規則(昭和三十二年三重県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の種類)</p> <p>第二条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 一〇五 (略)</p> <p>六 (略)</p>	<p>(公印の種類)</p> <p>第二条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 一〇五 (略)</p> <p>六 最高デジタル責任者印</p> <p>七 (略)</p>

七 部長（出納局長を含む。以下同じ。）印	八 部長（デジタル社会推進局長及び出納局長を含む。以下同じ。）印
八 総務部デジタル推進局長印	九 環境生活部廃棄物対策局長印
九 地域連携・交通部スポーツ推進局長印	十 地域連携部スポーツ推進局長印
十 地域連携・交通部南部地域振興局長印	十一 地域連携部南部地域活性化局長印
十一 環境生活部環境共生局長印	十二 雇用経済部観光局長印
十二～二十三 （略）	十三～二十四 （略）

別表最高デジタル責任者印の項を削り、部長印の項を次のように改める。

部長印	方二三	三重県又（部局長）印	てん書	木	公文書用	総務部 政策企画部 地域連携・交通部 防災対策部 医療保健部 子ども・福祉部 環境生活部 農林水産部 雇用経済部 観光部 県土整備部 出納局
	方二三	三重県（部局長）又（局長）印	てん書	木	公文書用	総務部（二） 政策企画部（二） 医療保健部（二） 子ども・福祉部（二） 環境生活部（二） 農林水産部（二） 県土整備部（三） （四）（五）

別表環境生活部廃棄物対策局長印の項を次のように改める。

総務部デジタル推進局長印	方二三	三重県デジタル推進局長印	てん書	木	公文書用	総務部
--------------	-----	--------------	-----	---	------	-----

別表地域連携部スポーツ推進局長印の項を次のように改める。

地域連携・交通部スポーツ推進局長印	方二三	三重県地域連携・交通部スポーツ推進局長印	てん書	木	公文書用	地域連携・交通部
-------------------	-----	----------------------	-----	---	------	----------

別表地域連携部南部地域活性化局長印の項を次のように改める。

地域連携・交通振興局長印	方二三	三重県地域連携・交通振興局長印	てん書	木	公文書用	地域連携・交通部
--------------	-----	-----------------	-----	---	------	----------

別表雇用経済部観光局長印の項を次のように改める。

環境生活部環境共生局長印	方二三	三重県環境共生局長印	てん書	木	公文書用	環境生活部
--------------	-----	------------	-----	---	------	-------

別表出納員印の項中

「戦略企画部(二) 総務部(二)」を「総務部(二) (三)」に改める。

(三重県公報発行規則の一部改正)

- 3 三重県公報発行規則(昭和三十二年三重県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(配布) 第七条 公報は次に掲げる箇所に配布する。 一 総務部情報公開課 二・三 (略) 2・3 (略)	(配布) 第七条 公報は次に掲げる箇所に配布する。 一 戦略企画部情報公開課 二・三 (略) 2・3 (略)

(三重県災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

- 4 三重県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十八年三重県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(災害対策本部の組織) 第二条 (略) 2 (略) 3 本部員は、危機管理統括監、本庁各部署局長(出納局長を含む。)、企業庁長、病院事業庁長、教育長及び警察本部長をもつて充てる。	(災害対策本部の組織) 第二条 (略) 2 (略) 3 本部員は、危機管理統括監、本庁各部署局長(デジタル社会推進局長及び出納局長を含む。)、企業庁長、病院事業庁長、教育長及び警察本部長をもつて充てる。

(三重県予算調製及び執行規則の一部改正)

- 5 三重県予算調製及び執行規則(昭和三十九年三重県規則第十四号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(用語の定義) 第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 主務部長 三重県部制条例(平成二十四年三重県条例第六号)に定める部の長、 <u>出納局長</u> 、	(用語の定義) 第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 主務部長 三重県部制条例(平成二十四年三重県条例第六号)に定める部及びデジタル社会

<p>教育長、警察本部長、議会事務局長、人事委員会事務局長及び監査委員事務局長をいう。</p> <p>二〇六 (略) (準用)</p> <p>第十九条 デジタル推進局長、スポーツ推進局長、南部地域振興局長及び環境共生局長が掌理する特定の事務に係る予算の執行については、第四条及び第十二条から第十六条までの規定を準用する。この場合において、第四条及び第十二条から第十六条までの規定中「主務部長」とあるのは「デジタル推進局長、スポーツ推進局長、南部地域振興局長及び環境共生局長」と読み替えるものとする。</p>	<p>推進局長並びに出納局長、教育長、警察本部長、議会事務局長、人事委員会事務局長及び監査委員事務局長をいう。</p> <p>二〇六 (略) (準用)</p> <p>第十九条 廃棄物対策局長、スポーツ推進局長、南部地域活性化局長及び観光局長が掌理する特定の事務に係る予算の執行については、第四条及び第十二条から第十六条までの規定を準用する。この場合において、第四条及び第十二条から第十六条までの規定中「主務部長」とあるのは「廃棄物対策局長、スポーツ推進局長、南部地域活性化局長及び観光局長」と読み替えるものとする。</p>
---	---

(三重県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則の一部改正)

- 6 三重県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則(昭和四十年三重県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(閲覧所の設置)</p> <p>第一条 不動産の鑑定評価に関する法律施行令(昭和三十九年政令第五号)第四条第一項の規定に基づき、不動産鑑定業者登録簿その他の書類(以下「登録簿等」という。)を公衆の閲覧に供するため、三重県不動産鑑定業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を、三重県地域連携・交通部に設ける。</p>	<p>(閲覧所の設置)</p> <p>第一条 不動産の鑑定評価に関する法律施行令(昭和三十九年政令第五号)第四条第一項の規定に基づき、不動産鑑定業者登録簿その他の書類(以下「登録簿等」という。)を公衆の閲覧に供するため、三重県不動産鑑定業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を、三重県地域連携部に設ける。</p>

(三重県都市公園条例施行規則の一部改正)

- 7 三重県都市公園条例施行規則(昭和四十七年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保管工作物等の掲示場所)</p> <p>第六条 条例第十二条の二第一項第一号の規則で定める場所は、次の各号に掲げる都市公園ごとにそれぞれ当該各号に定める建設事務所及び課の掲示場とする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 五十鈴公園 三重県地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課</p>	<p>(保管工作物等の掲示場所)</p> <p>第六条 条例第十二条の二第一項第一号の規則で定める場所は、次の各号に掲げる都市公園ごとにそれぞれ当該各号に定める建設事務所及び課の掲示場とする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 五十鈴公園 三重県地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課</p>

(旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部改正)

- 8 旅費、食糧費等に関する開示基準規則(平成八年三重県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事前協議)</p> <p>第六条 三重県事務決裁及び委任規則(平成十四年三重県規則第三十六号)第三条又は第五条の規定に基づく専決者は、次に掲げる場合には、同種の事前協議を行ったことがあるときを除き、総務部で情報公開を担当する課の課長に事前協議するものとする。</p> <p>一〇二 (略)</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第六条 三重県事務決裁及び委任規則(平成十四年三重県規則第三十六号)第三条又は第五条の規定に基づく専決者は、次に掲げる場合には、同種の事前協議を行ったことがあるときを除き、戦略企画部で情報公開を担当する課の課長に事前協議するものとする。</p> <p>一〇二 (略)</p>

(三重県営サンアリーナ条例施行規則の一部改正)

- 9 三重県営サンアリーナ条例施行規則(平成十年三重県規則第二十号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第八条 選定委員会の庶務は、 <u>観光部</u> において処理する。	(庶務) 第八条 選定委員会の庶務は、 <u>雇用経済部</u> において処理する。

(三重県立熊野古道センター指定管理者選定委員会規則の一部改正)

- 10 三重県立熊野古道センター指定管理者選定委員会規則(平成二十一年三重県規則第五十号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第七条 選定委員会の庶務は、 <u>地域連携・交通部</u> において処理する。	(庶務) 第七条 選定委員会の庶務は、 <u>地域連携部</u> において処理する。

(三重県営鈴鹿スポーツガーデン等指定管理者選定委員会規則の一部改正)

- 11 三重県営鈴鹿スポーツガーデン等指定管理者選定委員会規則(平成二十四年三重県規則第六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第七条 選定委員会の庶務は、 <u>地域連携・交通部</u> において処理する。	(庶務) 第七条 選定委員会の庶務は、 <u>地域連携部</u> において処理する。

(一人一台パソコンに係る出納の記載等に関する特例を定める規則の一部改正)

- 12 一人一台パソコンに係る出納の記載等に関する特例を定める規則(平成二十五年三重県規則第五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 この規則は、三重県会計規則(平成十八年三重県規則第六十九号。以下「会計規則」という。)第百三十八条第一項の規定に基づき、一人一台パソコン(職員が業務において使用するため、 <u>総務部</u> において一括して購入し、かつ、その所管に属するパーソナルコンピュータをいう。以下同じ。)に係る出納の記載等に関する特例を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この規則は、三重県会計規則(平成十八年三重県規則第六十九号。以下「会計規則」という。)第百三十八条第一項の規定に基づき、一人一台パソコン(職員が業務において使用するため、 <u>デジタル社会推進局</u> において一括して購入し、かつ、その所管に属するパーソナルコンピュータをいう。以下同じ。)に係る出納の記載等に関する特例を定めるものとする。

(三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則の一部改正)

- 13 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則(平成二十六年三重県規則第十八号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第二条 (略) 2 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 部局 三重県行政組織規則(平成十四年三重県規則第三十五号)第二章に規定する本庁の部、局及び出納局並びに教育委員会事務局、警察本	(定義) 第二条 (略) 2 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 部局 三重県行政組織規則(平成十四年三重県規則第三十五号)第二章に規定する本庁の部、 <u>デジタル社会推進局</u> 、局及び出納局並びに教育

部、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局をいう。	委員会事務局、警察本部、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局をいう。
一 部局長 三重県行政組織規則第十九条に規定する部長、局長、理事及び出納局長並びに教育長、警察本部長、議会事務局長、人事委員会事務局長及び監査委員事務局長をいう。	一 部局長 三重県行政組織規則第十九条に規定する部長、デジタル社会推進局長、局長、理事及び出納局長並びに教育長、警察本部長、議会事務局長、人事委員会事務局長及び監査委員事務局長をいう。
二・四 (略)	二・四 (略)

三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十三号

三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

三重県流域下水道事業会計規則(令和二年三重県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(証券をもつてする収入の納付)			(証券をもつてする収入の納付)		
第三十条 (略)			第三十条 (略)		
2 令第二十一条の三第一項第一号に規定する小切手等の支払地の区域は、納付しようとする取扱金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域とする。			2 令第二十一条の三第一項第一号に規定する小切手等の支払地の区域は、納付しようとする取扱金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域とする。ただし、企業出納員に納付しようとするときは、 <u>出納取扱金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域に限る。</u>		
別表第6(第183条関係)			別表第6(第183条関係)		
証拠書類の記載要件及び添付書類			証拠書類の記載要件及び添付書類		
区分	記載要件	添付書類	区分	記載要件	添付書類
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4 路面復旧費、固定資産除却費(撤去費に相当するもの)、工事請負費、建物、構築物、機械及び装置、及び修繕費	1 (略) 2 (略)	前払金保証証書その他前払金保証を証する書類 出来高認定書 中間前払金認定調書及び中間前払金保証証書その他中間前払金保証を証する書類	4 路面復旧費、固定資産除却費(撤去費に相当するもの)、工事請負費、建物、構築物、機械及び装置、及び修繕費	1 (略) 2 (略)	前払金保証証書 出来高認定書 中間前払金認定調書及び中間前払金保証証書
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7 委託料及び測量及び調査費	1 (略) 2 前金払、概算払又は部分払の領収済ものは領収年月日及びその額	公共工事に関するものについては、前払金保証証書その他前払金保証を証する書類	7 委託料及び測量及び調査費	1 (略) 2 前金払、概算払又は部分払の領収済ものは領収年月日及びその額	公共工事に関するものについては、前払金保証証書
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第11号様式を次のように改める。

第2号様式（第9条関係）

金品亡失（損傷）報告書					
年 月 日					
三重県知事 宛て				経 由	
				課所の長氏名	
課（所）名 報告者職氏名					
番 号	種 類	品 質 又 は 規 格	単 位	金 額 又 は 数 量	摘 要
てん末					

- 添付書類
- 1 所属長意見
 - 2 事故証明書又は亡失の場合は所轄署への届出証明書等の写し
（届出が不要な場合を除く。）
 - 3 修繕等の見積書（修繕又は使用が不能な場合を除く。）
 - 4 損傷状況等の写真及び現場状況図
 - 5 その他参考になるもの

- 備考
- 1 摘要欄には、購入日、価格、保管転換日等を記入すること。
 - 2 副本を作成すること。
 - 3 管財課又は地域防災総合事務所が集中管理する物品を亡失（損傷）したときは、本様式により課長又は所長に報告の上、報告を受けた課長又は所長は、別途作成する公文書により、管財課又は地域防災総合事務所の長を経由して、知事に報告すること。

（規格A 4縦）

第四十八号様式を次のように改める。

第 48 号様式（第 115 条関係）

固定資産滅失（亡失・損傷）報告書						
						年 月 日 経 由
三重県知事 宛て						
部（所）長						
品名 （資産単位物品名）	構造・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
てん末						

- 添付書類
- 1 所属長意見
 - 2 事故証明書又は亡失の場合は所轄署への届出証明書等の写し
（届出が不要な場合を除く。）
 - 3 修繕等の見積書（修繕又は使用が不能な場合を除く。）
 - 4 損傷状況等の写真及び現場状況図
 - 5 その他参考になるもの

- 備考
- 1 摘要欄には、購入日、価格等を記入すること。
 - 2 副本を作成すること。
 - 3 管財課又は地域防災総合事務所が集中管理する公用車等を亡失（損傷）したときは、本様式により課長又は所長に報告の上、報告を受けた課長又は所長は、別途作成する公文書により、管財課又は地域防災総合事務所の長を経由して、知事に報告すること。

（規格A 4 縦）

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県流域下水道事業会計規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県物品等調達規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十四号

三重県物品等調達規則の一部を改正する規則

三重県物品等調達規則（平成十三年三重県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(単価契約)</p> <p>第三条 出納局長は、会計規則第二条第一号に定める部局等及び同条第二号に定める所の日常的に使用する物品について、購入期間、購入業者及び購入単価を定める契約を行うことができる。</p>	<p>(単価契約)</p> <p>第三条 出納局長は、会計規則第二条第一号に定める部局等及び同条第二号に定める所（出納局長が指定する所に限る。）の日常的に使用する物品について、購入期間、購入業者及び購入単価を定める契約を行うことができる。</p>
<p>2 総務部長は、前項の部局等及び所の利用に供するため、三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）<u>第六条第七項第六号</u>に規定する大型複写機及びこれと一体的に管理する複写機の使用について、その期間、業者及び単価を定める契約を行うことができる。</p>	<p>2 総務部長は、前項の部局等及び所（出納局長が指定する所に限る。）の利用に供するため、三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）<u>第八条の二第四項第六号</u>に規定する大型複写機及びこれと一体的に管理する複写機の使用について、その期間、業者及び単価を定める契約を行うことができる。</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十五号

三重県会計規則の一部を改正する規則

三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 部局等 三重県部制条例（平成二十四年三重県条例第六号）に規定する部、出納局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局及び三重県警察の組織に関する規則（昭和四十一年三重県公安委員会規則第二号）に規定する警察本部の課（<u>隊、所及び学校を含む。</u>）をいう。</p> <p>二 九 (略)</p> <p>(出納員)</p> <p>第五条 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 部局等 三重県部制条例（平成二十四年三重県条例第六号）に規定する部、<u>デジタル社会推進局</u>、出納局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局及び三重県警察の組織に関する規則（昭和四十一年三重県公安委員会規則第二号）に規定する警察本部の課（<u>隊、所及び学校を含む。</u>）をいう。</p> <p>二 九 (略)</p> <p>(出納員)</p> <p>第五条 (略)</p>

2 出納員は、次の各号の所属の区分に応じ、当該各号に掲げる職をもって充てる。

一 (略)

二 総務部 管財課長、総務事務課及びデジタル改革推進課の班長

三 (略)

(証券をもってする歳入の納付)

第二十条 (略)

2 令第五十六條第一項第一号に規定する小切手等の支払地の区域は、納付しようとする指定金融機関等が加入している手形交換所の手形交換取扱地域とする。

(私人に対する歳入の徴収又は収納の委託)

第二十七条 (略)

2 令第五十八條の二第一項第三号及び第七号に規定する規則で定める歳入は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 負担金であつて次のいずれかに該当するもの
 - ア 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十六條の規定に基づく国児学園保護費負担金
 - イ 児童福祉法第五十六條の規定に基づく児童措置費負担金
 - ウ 児童福祉法第五十六條の規定に基づく障がい児入所施設措置費保護者等負担金
 - エ 三重県心身障害者扶養共済条例(昭和四十五年三重県条例第十号)第八條の規定に基づく心身障がい者扶養共済事業負担金
- 二 不当利得による返還金であつて次のいずれかに該当するもの
 - ア 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六十三條の規定に基づく生活保護費返還金
 - イ 生活保護法第七十八條の規定に基づく生活保護費徴収金
 - ウ 児童扶養手当過払分に係る返還金
 - エ 三重県心身障がい者扶養共済年金過払分に係る返還金

3 (略)

4 令第五十八條の二第一項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 普通地方公共団体の公金又は公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに類するものに係る料金をいう。)に関する事務処理について相当の実績を有すること。
- 二 委託する事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。
- 三 歳入金の収納の状況を正確に記録し、及び遅滞な

2 出納員は、次の各号の所属の区分に応じ、当該各号に掲げる職をもって充てる。

一 (略)

二 総務部 管財課長、及び総務事務課の班長

三 デジタル社会推進局 デジタル改革推進課の班長

四 (略)

(証券をもってする歳入の納付)

第二十条 (略)

2 令第五十六條第一項第一号に規定する小切手等の支払地の区域は、納付しようとする指定金融機関等が加入している手形交換所の手形交換取扱地域とする。ただし、会計管理者又は出納員に納付しようとするときは、指定金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域に限る。

(私人に対する歳入の徴収又は収納の委託)

第二十七条 (略)

2 令第五十八條の二第一項の規則で定める基準は、

- 3 三重県県税条例施行規則(昭和三十四年三重県規則第四十八号)の定めるところによる。

2 (略)

<p>く知事に報告することができ、かつ、収納した現金を知事の指定した日までに指定金融機関等に払い込むことができる体制を有していること。</p> <p>(概算払)</p> <p>第四十九条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 児童福祉法の規定による措置費</p> <p>八 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第二百二十八条 (略)</p> <p>2 前項の規定により準用される第二百二十二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が処理した事務については、当該各号に定める方法等により検査を行うものとする。</p> <p>一 前項第二号及び第四号 必要の都度書面検査又は実地検査</p> <p>二 前項第三号 定期に書面検査又は実地検査。ただし、必要があるときは臨時に実地検査</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第3 (第133条関係)</p> <p style="text-align: center;">証拠書類の記載要件及び添付書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記載要件</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5 工事 請負費 及び修繕料</td> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td>前払金保証証書その他前払金保証を証する書類 出来高認定書 中間前払金認定調書及び中間前払金保証証書その他中間前払金保証を証する書類</td> </tr> <tr> <td>3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8 委託料</td> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td>公共工事に関するものについては、前払金保証証書その他前払金保証を証する書類</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	記載要件	添付書類	(略)	(略)	(略)	5 工事 請負費 及び修繕料	1 (略)	(略)	2 (略)	前払金保証証書その他前払金保証を証する書類 出来高認定書 中間前払金認定調書及び中間前払金保証証書その他中間前払金保証を証する書類	3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	8 委託料	1 (略)	(略)	2 (略)	公共工事に関するものについては、前払金保証証書その他前払金保証を証する書類	(略)	(略)	(略)	<p>(概算払)</p> <p>第四十九条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定による措置費</p> <p>八 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第二百二十八条 (略)</p> <p>2 前項の規定により準用される第二百二十二条第三項の規定にかかわらず、前項第二号及び第四号の者が処理した事務については、必要の都度実地検査を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第3 (第133条関係)</p> <p style="text-align: center;">証拠書類の記載要件及び添付書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記載要件</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5 工事 請負費 及び修繕料</td> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td>前払金保証証書 出来高認定書 中間前払金認定調書及び中間前払金保証証書</td> </tr> <tr> <td>3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8 委託料</td> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td>公共工事に関するものについては、前払保証証書</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	記載要件	添付書類	(略)	(略)	(略)	5 工事 請負費 及び修繕料	1 (略)	(略)	2 (略)	前払金保証証書 出来高認定書 中間前払金認定調書及び中間前払金保証証書	3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	8 委託料	1 (略)	(略)	2 (略)	公共工事に関するものについては、前払保証証書	(略)	(略)	(略)
区分	記載要件	添付書類																																															
(略)	(略)	(略)																																															
5 工事 請負費 及び修繕料	1 (略)	(略)																																															
	2 (略)	前払金保証証書その他前払金保証を証する書類 出来高認定書 中間前払金認定調書及び中間前払金保証証書その他中間前払金保証を証する書類																																															
	3 (略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
8 委託料	1 (略)	(略)																																															
	2 (略)	公共工事に関するものについては、前払金保証証書その他前払金保証を証する書類																																															
(略)	(略)	(略)																																															
区分	記載要件	添付書類																																															
(略)	(略)	(略)																																															
5 工事 請負費 及び修繕料	1 (略)	(略)																																															
	2 (略)	前払金保証証書 出来高認定書 中間前払金認定調書及び中間前払金保証証書																																															
	3 (略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)																																															
8 委託料	1 (略)	(略)																																															
	2 (略)	公共工事に関するものについては、前払保証証書																																															
(略)	(略)	(略)																																															

附 則

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 三重県県税条例施行規則(昭和三十四年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<p>(収納の委託)</p> <p>第十六条の二 地方自治法施行令第五百五十八条の二第一項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>

	<p>一 普通地方公共団体の公金又は公共料金（日本国内において供給される電気、ガス、水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいふ。）に関する事務処理について相当の実績を有すること。</p> <p>二 委託する事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。</p> <p>三 県税の収納の状況を正確に記録し、及び遅滞なく知事に報告することができ、かつ、収納した現金を知事の指定した日までに指定金融機関に払い込むことができる体制を有していること。</p>
--	---

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和五年三月二十七日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第四号

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁会計規程（平成十九年三重県病院事業庁管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（企業出納員）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 課の企業出納員は、<u>会計事務を</u>主担する班の班長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 病院の企業出納員は、<u>三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第三号。以下「決裁委任規程」という。）</u>第七条に規定する運営調整部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 <u>前二項の規定にかかわらず、所属において複数の企業出納員が必要な場合においては、課の企業出納員にあつては事業庁長が、病院の企業出納員にあつては所属長が必要と認める職の者を加えることができる。</u></p> <p>5 <u>前項により会計事務を行う場合にあつては、第二項又は第三項の企業出納員が当該課又は病院の会計事務を総括しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（証券をもってする収入の納付）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 令第二十一条の三第一項第一号に規定する小切手等の支払地の区域は、<u>納付しようとする取扱金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（企業出納員）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 課の企業出納員は、<u>事業庁長が任命する。</u>ただし、<u>当該職員が事故によりその職務を執行できないときは、庁長が代行者を任命する。</u></p> <p>3 病院の企業出納員は、<u>三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第三号。以下「決裁委任規程」という。）</u>第七条に規定する運営調整部長の職にある者をもって充てる。<u>ただし、当該職員が事故によりその職務を執行できないときは、所属長が代行者を任命する。</u></p> <p style="text-align: center;">（証券をもってする収入の納付）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 令第二十一条の三第一項第一号に規定する小切手等の支払地の区域は、<u>納付しようとする取扱金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域とする。</u>ただし、<u>企業出納員に納付しようとするときは、取扱金融機関が加入している手形交換所の手形交換</u></p>

別表第1 (第15条関係)

証拠書類の記載要件及び添付書類

区分	記載要件	添付書類
1 共通	1・2 (略)	(略)
	3 法定代理人でない代理人へ支払うものは債権者の委任状	(略)
4	4 契約の履行を確認したものにあっては履行確認書。ただし、契約金額が百万円未満の契約については、省略することができる。この場合、支出負担行為何等に検査年月日及び検査員の氏名を記載すること。	履行確認書
	2～4 (略)	(略)
5 病院増改築工事費(総係費を除く。)及び修繕費	1 契約金額、工事名、工事場所、品目、契約年月日、着手年月日及び完成年月日並びに完成認定書を省略したものについては検査年月日及び検査員の氏名	工事検査総括監が検査員を決定した場合は、検査決定通知書の写し 完成認定書
	2 前金又は部分払金の領収済のものは領収年月日及びその額	前払金保証証書 その他前払金保証を証する書類 出来高認定書 中間前払金認定調書及び中間前払金保証証書 その他中間前払金保証を証する書類
	3 債務負担行為による契約に係るものは各年度割額	
6・7 (略)	(略)	(略)
8 委託費	1 契約金額、委託名及び契約年月日	完成認定書又は履行確認書
	2 前金払、概算払又は部分払金の領収済のものは領収年月日及びその額	公共工事に関するものについては、前払金保証証書 その他前払金保証を証する書類
9・10 (略)	(略)	(略)
11 補助金	1 (略)	(略)
	2 概算払をしたものはその年月日、支払済額、精算年月日及び精算額	概算払精算書
	3 履行を確認した日及び検査員の氏名	
12 (略)	(略)	(略)

別表第1 (第15条関係)

証拠書類の記載要件及び添付書類

区分	記載要件	添付書類
1 共通	1・2 (略)	(略)
	3 法定代理人でない代理人へ支払うものは債務者の委任状	(略)
4	4 契約の履行を確認したものにあっては完成認定書又は物品検収調書	完成認定書又は物品検収調書
	2～4 (略)	(略)
5 病院増改築工事費(総係費を除く。)及び修繕費	1 契約金額、工事名、品目及び契約年月日	出来高認定書(部分払のみ)
	2 前金又は部分払金の領収済のものはその額	中間前払金認定調書(中間前払のみ)
	3 債務負担行為による契約に係るものは各年度割額	保証書(前金払のみ)
6・7 (略)	(略)	(略)
8 委託費	1 契約金額、委託名及び契約年月日	
	2 前金払、概算払又は部分払金の領収済のものはその額	
9・10 (略)	(略)	(略)
11 補助金	1 (略)	(略)
	2 概算払又は部分払をしたものは交付済額	
	3 精算払のものは履行確認年月日	
12 (略)	(略)	(略)

証 書

この表は、令和5年3月27日現在のものである。

告 示

三重県告示第 183 号

総務部関係補助金等交付要綱を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

総務部関係補助金等交付要綱

(補助金等の名称等)

第 1 条 三重県補助金等交付規則(昭和 37 年三重県規則第 34 号。以下「規則」という。)第 23 条の規定に基づく総務部関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業(以下「補助事業等」という。)の内容及び補助額又は交付率は、別表 1 のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(財産処分の制限)

第 2 条 規則第 20 条第 1 項ただし書及び同項第 2 号の規定により財産処分の制限をする期間又は機械及び重要な器具は、別表 2 のとおりとする。

(証拠書類の保存)

第 3 条 総務部関係補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類を、当該補助事業等完了後 5 年間保存しておかなければならない。ただし、知事が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によらなければならない。

(添付書類等)

第 4 条 総務部関係補助金等の交付申請書等の提出時期及び添付書類その他補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、デジタル社会推進局関係補助金等交付要綱を廃止する告示(令和 5 年三重県告示第 184 号)による廃止前のデジタル社会推進局関係補助金等交付要綱による補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

別表 1 (第 1 条関係)

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B) 補助金等の 交 付 の 目 的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助 (交付)率	(E) 補 対 象 者
1	情報通信格差是正事業費補助金	地域間の情報通信格差の是正を図る。	市町が行う携帯電話等施設整備に要する経費	別に定める。	市町

別表 2 (第 2 条関係)

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	情報通信格差是正事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間	補助事業等により取得した携帯電話等施設及び設備

三重県告示第 184 号

デジタル社会推進局関係補助金等交付要綱を廃止する告示を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

デジタル社会推進局関係補助金等交付要綱を廃止する告示

デジタル社会推進局関係補助金等交付要綱(令和 3 年三重県告示第 226 号)は、廃止する。

附 則

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前にこの告示による廃止前のデジタル社会推進局関係補助金等交付要綱の規定により交付された補助金等に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。

三重県告示第 185 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、次のとおり会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させます。

この告示は、令和5年4月1日から施行し、会計管理者の所管に属する事務の一部を委任した出納員（令和3年三重県告示第215号）は、令和5年3月31日限りで廃止します。

令和5年3月27日

三重県知事 一見勝之

委任を受けた者	委任事務の範囲
1 三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第5条第2項第1号及び同条第3項から第5項までの規定による出納員	(1) 所属において所掌する収入現金等（歳入歳出外現金を含む。）の出納及び保管を行うこと（地方自治法施行令第158条第1項及び第158条の2第1項により出納局が委託する税外収入の収納事務にかかる収納金の出納を除く。）。 (2) 所属において所掌する有価証券の出納及び保管を行うこと。 (3) 所属に属する物品の出納及び保管を行うこと。 (4) 所属において所掌する支出負担行為に関する確認を行うこと。 (5) 所属において所掌する現金及び財産の記録管理を行うこと。
2 規則第5条第2項第2号に定める出納員（管財を担当する課の課長に限る。）	公有財産の記録管理を行うこと。
3 規則第5条第2項第2号に定める出納員（総務事務を担当する課の班長に限る。）	(1) 所掌する事務に係る収入現金等（歳入歳出外現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。 (2) 所掌する事務に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。
4 規則第5条第2項第2号に定める出納員（一人一台パソコンを担当する課の班長に限る。）	一人一台パソコンの出納及び保管並びに記録管理を行うこと。
5 規則第5条第2項第3号の規定による知事が別に定める出納員	(1) 所の現金の出納及び保管を行うこと（県税及びこれに伴う収入に係るものを除く。）。 (2) 所の小切手を振り出すこと（県税及びこれに伴う収入に係るものを除く。）。 (3) 所の有価証券の出納及び保管を行うこと。 (4) 所の現金及び財産の記録管理を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。 (5) 部局等及び所の支出負担行為に関する確認を行うこと。
6 地域防災総合事務所及び地域活性化局の出納員	(1) 所管する所の物品の出納及び保管を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。 (2) 所管する所の支出負担行為に関する確認を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。 (3) 所管する所の歳入歳出外現金の出納及び保管を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。 (4) 所管する所の入札保証金に代わる有価証券の出納及び保管を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。
7 東京事務所及び関西事務所の出納員	(1) 所において所掌する現金の出納及び保管を行うこと。 (2) 所において所掌する小切手を振り出すこと。
8 総務部（税務企画課、税収確保課）、県税事務所及び自動車税事務所の出納員	(1) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入現金等の出納及び保管を行うこと。 (2) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る小切手の振出しを行うこと。 (3) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る有価証券の出納及び保管を行うこと。 (4) 所において所掌する県税に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。 (5) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る現金及び債権の記録管理を行うこと。

備考 第5号の項から第8号の項までの出納員については、第1号の項各号に掲げる事務を加えて当該事務を委任するものです。

訓 令

三重県訓令第1号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月27日

三重県知事 一見勝之

三重県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

三重県副知事の担当事務に関する規程（平成20年三重県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(担当事務) 第1条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 副知事廣田恵子の担当事務 イ <u>政策企画部、地域連携・交通部、農林水産部、雇用経済部及び観光部</u> に関すること。 ロ (略) (3) 副知事服部浩の担当事務 イ 総務部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部、県土整備部及び出納局に関すること。 ロ (略)	(担当事務) 第1条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 副知事廣田恵子の担当事務 イ <u>戦略企画部、地域連携部、農林水産部及び雇用経済部</u> に関すること。 ロ (略) (3) 副知事服部浩の担当事務 イ 総務部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部、県土整備部、 <u>デジタル社会推進局</u> 及び出納局に関すること。 ロ (略)

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

三重県訓令第2号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和5年3月27日

三重県知事 一見勝之

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和53年三重県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条、第3条関係）						別表（第2条、第3条関係）					
部	機関	職員	品目	数量	期間	部	機関	職員	品目	数量	期間
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
						2	防	(1) 高压ガ	作 業 服	1	2
						災 対	策 部	ス 保 安 法	(上 下)		
						策 部		(昭 和 26	防 寒 服	1	5
								年 法 律 第	204 号) 、 (上)		
								消 防 法			
								(昭 和 23			
								年 法 律 第			
								186 号) 及			
								び 火 薬 類			
								取 締 法			
								(昭 和 25			
								年 法 律 第			
								149 号) に			

		事する者	活動服 (下)	4	3				
			防寒服 (上)	4	3				
			ゲイタ	1	3				
			耐寒服 (上下)	1	3				
			靴	3	3				
			雨衣(上 下)	1	3				
			帽子	1	3				
5	医	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
療保	(2) 保健	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
健部	所	(2) 放射線 照射業務 に従事す る診療エ ックス線 技師又は 診療放射 線技師	白衣 作業服 (上下)	1 1	1 1				
		(3) (略)	(略)	(略)	(略)				
		(4) 衛生又 は臨床検 査業務に 従事する 化学技 師、衛生 検査技 師、臨床 検査技 師、薬剤 師又は獣 医師	白衣 作業服 (上下)	2 1	1 1				
		(5)~(7) (略)	(略)	(略)	(略)				
		(3)~(7) (略)	(略)	(略)	(略)				
6	子	(1)~(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
ども									
・福	(4) 子ど	(1) 医師 薬剤師 診療エ ックス線 技師 診療放 射線技師	白衣及 び白ズ ボン 又は トレー ニング シャツ 及びト	1 1	1 1				
祉部	も心身 発達医 療セン ター								
		(1) 医師 薬剤師 診療エ ックス線 技師 診療放 射線技師 マッサ	白衣及 び白ズ ボン 又は トレー ニング シャツ 及びト	1 1	1 1				
5	子	(1)~(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
ども									
・福	(4) 子ど	(1) 医師 薬剤師 診療エ ックス線 技師 診療放 射線技師 マッサ	白衣及 び白ズ ボン 又は トレー ニング シャツ 及びト	1 1	1 1				
祉部	も心身 発達医 療セン ター								

			レー ニ ン グ パ ン ツ 白靴	1	1			一 ジ 師	レー ニ ン グ パ ン ツ 白靴	1	1
		(2)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)
7	環 境 生 活 部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
6	環 境 生 活 部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
7	地 域 連 携 部	地域連携	土地取引指 導の業務に 従事する者	作業服 (上下)	1	3					
8～10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
8～10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
備考 (略)						備考 (略)					

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
